

各 位

会 社 名 株式会社 大 林 組  
 代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 蓮輪 賢治  
 (コード：1802、東証プライム、福証)  
 問合せ先 本社総務部長 宮本 隆太郎  
 (TEL 03 - 5769 - 1017)

### 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主の代理人である Silchester International Investors LLP より、2023 年 6 月開催予定の当社第 1 1 9 回定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」という。）を行う旨の 4 月 25 日付書面を受領していましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1 提案株主

NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST  
 (代理人) Silchester International Investors LLP

#### 2 本株主提案の内容

##### (1) 議題

剰余金の配当（特別配当）の件

##### (2) 議案の要領

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当箇所（提案の理由については、同書面に記載された提案の理由の概要）を原文のまま記載したものであります。

#### 3 本株主提案に対する当社取締役会の意見

##### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対します。

##### (2) 反対の理由

###### ア 企業価値向上のための経営計画の阻害

当社は、2022年度を初年度とした5か年計画「大林グループ中期経営計画2022」において、株主還元方針として「自己資本配当率（DOE）3%程度」（※1）を年間配当額の目安に掲げております。

このDOE 3%を目安とした配当方針は、「大林グループ中期経営計画2022」による向こう5年間の事業計画や企業価値向上のための成長投資戦略を勘案し、長期安定配当の維持を第一に、利益の蓄積による自己資本の充実を株主様に中長期的に還元する方針で策定したものです。

即ち、「業績目標に基づく事業収入等からなるキャッシュイン」を原資として、

①「不確実な時代の中での企業の安定に必要な自己資本の規模」

②「企業の競争優位を維持し、企業価値をさらに向上させるために必要な成長投資の額」（※2）

③「株主様に中長期的に安定的に還元する金額」

の3つの用途のバランスを十分に検討したうえでの配当方針となっております。

一方、本株主提案は提案者が他企業に対して行った株主提案の理由・計算方法とほぼ同じ内容で配当の増額を要求するものであり、会社ごとに異なる事業計画や成長戦略が全く考慮されておらず、計画していた成長投資や人的資本投資枠をも配当原資にするものであり、当社企業価値向上のための中期経営計画の成長戦略を阻害するものと考えます。

#### イ 配当計算方法における不合理性

当社のDOEに基づく配当計算は、会社が得られる事業収入や事業外収入のすべてを含めた「親会社株主に帰属する当期純利益」により蓄積された自己資本を基準としています。これに対し、本株主提案に係る配当計算方法は、「建設事業“以外”の事業収入」や「政策保有株式からの配当収入“以外”の営業外・特別利益等の収入」を配当原資に充てないものであり、株主様にとって不合理な計算方法と考えます。

以上の理由により、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

#### (※1) DOE 3%を目安とした配当方針

- ・DOEは、期末の自己資本に応じて年間配当額を目安を決定するものであり、具体的には、前期末の自己資本と当期末の自己資本の平均を算出し、その額の3%程度を年間配当総額を目安とする計算となります。

『DOE 3% = { (前期末自己資本+当期末自己資本) ÷ 2 } × 3% → 年間配当総額 (中間+期末) の目安』

- ・DOEを目安とした配当は、期間利益にかかわらず、それまでに積み上げた自己資本の額を計算の基礎とすることから、単年度利益の落ち込みがあった時でも配当は維持されます。また、配当総額が当期純利益の額を超えない（配当性向が100%を超えない）限り利益に応じた相応の金額が自己資本として蓄積されることから、翌期以降に継続して増配効果があります。なお、大幅な利益増があった場合には、特別配当等による還元も検討することとしております。

#### (※2) 成長投資

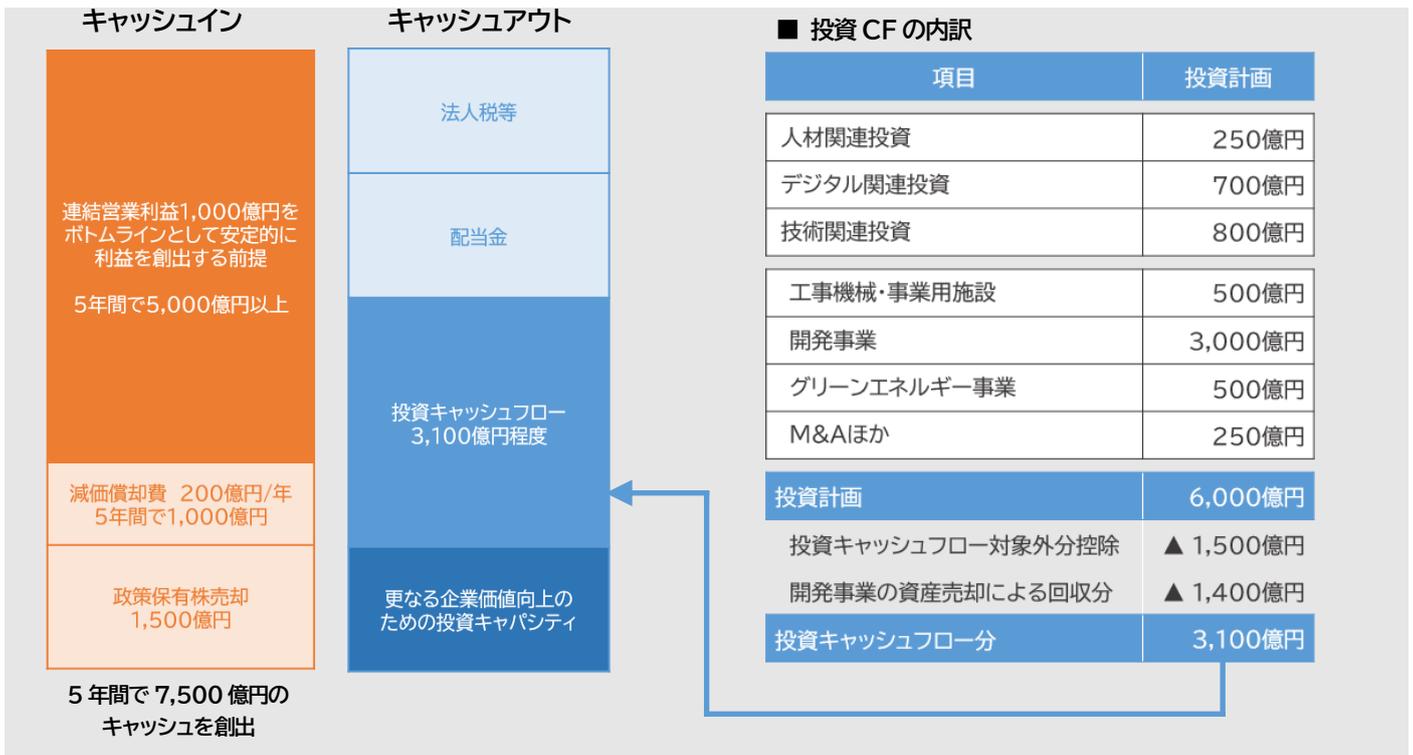
##### <主な投資内容>

建設事業：収益向上・建設産業従事者の減少対応等への生産性向上（ICT施工ほか）及び低炭素社会に向けた課題対応等のための研究開発投資等

周辺領域：コア事業である建設事業とシナジーを発揮し、建設事業の業績変動をカバーするとともにESG・SDGs推進に資する周辺領域（不動産事業、グリーンエネルギー事業等）への成長投資

人的資本：当社グループの競争力の源泉であり、重要な経営基盤である人的資本に関する育成・エンゲージメント（昨今の消費者物価の上昇への対応としての従業員給与のベースアップを含む）等のための投資

■ 中期経営計画2022期間のキャッシュ配分



(注) 上記キャッシュ配分計画は、中期経営計画2022策定時点（2022年3月）のものであり、その後の事業環境の変化（建設物価高騰等）により、現在のキャッシュイン見込みは当時から減少している。

■ 投資計画6,000億円をESG観点からとらえた仕訳表

(単位: 億円)

	投資計画	ESG観点から捉えた仕訳				左記以外の事業投資
		E:環境関連	S:人的資本	S:生産性	S:新領域	
無形資産	人材関連投資		250			
	デジタル関連投資			700		
	技術関連投資	200		500	100	
有形資産	工事機械・事業用施設		50	450		
	開発事業	1,000				2,000
	グリーンエネルギー事業	500				
	M&Aほか				250	
合計	6,000	1,700	300	1,650	350	2,000

以上

## 【別紙】本株主提案の内容

### 第1 株主総会の目的たる事項

議題：剰余金の配当（特別配当）の件

### 第2 議案の要領

#### 1. 議案の要領

議題：剰余金の配当（特別配当）の件

特別配当として下記のとおり配当すること。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 財産の割り当てに関する事項及びその総額

第 119 期定時株主総会において可決された当社が提案した剰余金配当に係る議案に基づく普通株式 1 株当たり配当金額（もしあれば）に加えて、1 株当たり 12.00 円 を配当する。本議題に従って支払われる特別配当金額は、普通株式 1 株当たりの配当金額に、2023 年 3 月 31 日現在の配当を受領する権利の付されている株式数を乗じた金額となる。

ウ 剰余金の配当が効力を生じる日

第 119 期定時株主総会の開催日の翌日。

エ 配当金支払開始日

2023 年 7 月 19 日

#### 2. 提案の理由の概要

当社は、配当方針として当社の純利益のうち、当社のコア事業に直接関連しないもの（具体的には当社が保有株式に関し受け取る配当金）の 100%に相当する金額を株主に分配すると共に、コアの事業からの純利益の 50%に相当する金額を株主に分配するべきである。当該方針を採用した場合、当社はコアの事業から発生する利益の 50%を保持することができる。また、当社は、健全且つ保守的なバランスシートを維持しながら、自己資金による事業の拡大を行う上で、十分な資金的なゆとりを持つことが可能である。

今回提案する特別配当の実施は、当社及びその将来の事業の見通しや支払能力に悪影響を与えるものではなく、当社が、国内のコアの請負事業を維持し、事業の隣接領域への戦略的拡大を継続し、選択的に成長機会をとらえる上で必要な能力を損ねるものでもありません。

### 第3 シルチェスターについて

シルチェスターは、英国を拠点とする資産運用会社です。シルチェスターは、「ボトム・アップ」方式の、価値に応じた投資アプローチを用いて、米国以外の国で上場されている株式に対して顧客資金を投資しております。シルチェスターは、「長期的な」資産運用のみを行っており、空売り、デリバティブの利用又は転換型金融商品への投資は行いません。シルチェスターは、その純資産、株価収益率又は配当利回りに比して株価が比較的安価に評価されている発行会社に投資を行うように努めています。シルチェスターは、1995 年以来日本の株式市場での投資を行っております。2023 年 3 月 31 日現在、シルチェスターが日本の株式市場に上場している企業への投資を通じ運用を行っている顧客資産は、約 1 兆 8 億円超となっております。

シルチェスターは、複数の大規模な合同運用ファンドの資産運用会社に選任されております。Silchester International Investors International Value Equity Trust は、これらの合同運用ファンドのうちの一つです。Northern Trust Company は、当該ファンドのカストディアンを務めており、当該ファンドの持分を Northern Trust Company AVFC Re: Silchester International Investors International Value Equity Trust という名称のノミニール勘定で保有しています。Northern Trust Company は、シルチェスターに対し、資産運用会社として特別配当に関する提案を行う権限を付与する委任状を発行しておりますが、それ以外の点では本提案に関与していません。

シルチェスターは、「アクティビスト」投資家ではありません。シルチェスターは、顧客資産に対する受託者であり、コーポレート・ガバナンスに関する自らの義務を重く受け止めております。シルチェスターは、適切と考える場合にはポートフォリオに含まれる会社と協議を行います。シルチェスターが当社の株式に最初に投資を行ったのは 2021 年 7 月のことです。シルチェスターは、当社の業績及び資本配分について、当社の取締役会及び経営陣と定期的に協議を行ってきました。

以 上